

令和3年度 児童手当現況届受付のお知らせ

—児童手当を受給している方へ—

児童手当を受給されている方は、毎年6月1日における家庭状況を届けなければなりません。下記日程により現況届の受付を行いますので、期日内に届出ください。

届出をされない場合、6月分以降の手当が受けられなくなりますので、ご注意ください。

※ 令和3年5月1日以降肝付町に転入された方は、提出の必要はありません。

◎ 受付場所・期間 住所地のある窓口で申請をお願いします。(高山⇒本所、内之浦⇒総合支所、岸良⇒出張所)

	受付窓口	時間	6/17	6/18	6/19	6/20	6/21	6/22	6/23
高山地区	役場1階会議室	9時～20時	○	○	×	×	○	○	
内之浦地区	町民生活課窓口	9時～17時	○	○	×	午前中	○	○	
岸良地区	岸良出張所	9時～17時			×	×			○

※高山地区は6月17日～22日までの間、平日20時まで窓口を設けます。

※内之浦地区は6月20日(土)午前中(9時から12時)の窓口を設けます。

※上記期間中で都合の悪い方は6月16日(水)から25日(金)までに手続きください。

※岸良出張所での担当職員の受付は6月23日を予定しています。それ以外でも受付は可能です。

※住所地外の窓口で手続きされる方はご連絡ください。

◎ 提出する書類等

1. 現況届用紙 (各現況届受付窓口に準備してあります) 受付時にお渡しします。書類に署名いただいた場合、押印は不要です。

2. 添付書類

健康保険証(受給者と児童(平成15年4月2日以降生まれ)のもの)

※次に該当する人は、上記にあわせて提出してください。

児童の住所を、肝付町以外にしている人

・ 省略のない世帯全員の住民票謄本(筆頭者と本籍の記載があるもの)と該当児童の個人番号(マイナンバー)

外国籍の人

・ 申請者(保護者)本人、および子の在留カード等または外国人登録証等(切り替え手続き前で、従来の外国人登録証をお使いの場合)

※その他、必要に応じて提出する書類がありますので、詳しくは、お問い合わせください。



◎ 制度の概要

○ 前年(令和2年中)の所得が一定額以上の場合は、所得制限により6月分児童手当(10月支給分)からは、減額され支給されます。(一律:5,000円)

○ 3歳未満:15,000円 ○ 3歳以上小学校修了前 10,000円

○ 中学校修了前 10,000円 但し、3歳以上小学校修了前の第3子の場合 15,000円

お問合せ先

肝付町役場福祉課 児童家庭係

TEL 0994-65-8413